

第 82 回国民スポーツ大会・
第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会

第 14 回常任委員会



第 82 回国民スポーツ大会・
第 27 回全国障害者スポーツ大会
マスコットキャラクター
長野県 PR キャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

令和 7 年 8 月 25 日（月）

オンライン会議

（主会場：長野市「ホテル国際 21 芙蓉の間」）

**第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会 第 14 回常任委員会 次第**

日 時：令和 7 年 8 月 25 日（月）13:30～14:10
オンライン会議
（主会場：ホテル国際 21 芙蓉の間）

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

各専門委員会における審議結果について

4 審議事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 第 1 号議案 | 第 82 回国民スポーツ大会 総合閉会式会場の変更（案）について |
| (2) 第 2 号議案 | 第 27 回全国障害者スポーツ大会 開催予定施設の変更（案）について |
| (3) 第 3 号議案 | 信州やまなみ国スポ・全障スポ 募金・企業協賛推進要項（案）について |
| (4) 第 4 号議案 | 第 82 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施競技及び会場地市町村第 4 次選定（案）について |
| (5) 第 5 号議案 | 第 27 回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施競技及び会場地市町村第 1 次選定（案）について |

5 その他

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則及び専門委員会規程の改正予定並びに県外競技会運営委員会規程の新設予定について

6 閉会

報 告 事 項

各専門委員会における審議結果について

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第 13 条第 2 項の規定により、各専門委員会の審議結果について、次のとおり報告する。

専門委員会	開催日	審議事項		付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	【第 15 回】 令和 7 年 8 月 1 日	1	第 82 回国民スポーツ大会 総合閉会式会場変更（案）について	○	
		2	第 27 回全国障害者スポーツ大会 開催予定施設の変更（案）について	○	
		3	信州やまなみ国スポ・全障スポ 募金・企業協賛推進要項（案）について	○	
		4	第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会文化プログラム実施要項（案）について		○
競技運営 専門委員会	【第 9 回】 令和 7 年 8 月 6 日	1	第 82 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ実施競技及び会場地市町村第 4 次選定（案）について	○	
広報・県民 運動専門委員会	【第 10 回】 書面開催	1	第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 公式ポスター制作（案）について		○
宿泊・衛生 専門委員会	【第 4 回】 書面開催	1	信州やまなみ国スポ・全障スポ 食事の提供方針（案）について		○
全国障害者 スポーツ大会専門委員会	【第 1 回】 令和 7 年 7 月 9 日	1	第 27 回全国障害者スポーツ大会 バリアフリー調査（案）について		○
		2	第 27 回全国障害者スポーツ大会 選手団サポートボランティアの養成（案）について		○
		3	第 27 回全国障害者スポーツ大会 競技用具整備要項（案）について		○
		4	第 27 回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施競技及び会場地市町村 第 1 次選定（案）について	○	

※審議事項は、各専門委員会において原案のとおり承認

審 議 事 項

第82回国民スポーツ大会 総合閉会式会場の変更（案）

第 82 回国民スポーツ大会の総合閉会式会場を、次のとおり変更する。

式典	市町村	開催予定施設	
		変更前	変更後
総合閉会式	松本市	長野県松本平広域公園陸上競技場	キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館)

【変更理由】

本県の総合閉会式で見込まれる役員・選手団の参加者数に見合ったコンパクトな式典運営が可能であり、天候の影響を受けず円滑に式典の開催ができるため。

キッセイ文化ホールの概要等について

● キッセイ文化ホールの概要（松本市水汲69-2）

施設		 
大ホール	座席	2,000席
	舞台	間口18m×奥行22m
駐車場		660台
バス乗降場		あり
バス待機所		あり
皇室御臨席		サトウ・キリン・フェスティバル松本 (天皇皇后両陛下)

● キッセイ文化ホールで総合閉会式を開催することの利点

- ▶ 信州やまなみ国スポの総合閉会式に参加が見込まれる役員・選手団や招待者等が着席できる座席数を有していること。
- ▶ 大会役員等が登壇できる十分な広さの舞台を有していること。
- ▶ 乗用車で来場が見込まれる台数が駐車可能であること。
- ▶ 選手団や大会役員等を輸送するバスの乗降場と待機所を敷地内に確保できること。
- ▶ 駐車場等の分散を避けられるため、交通誘導等に係る人員配置が効率的にできること。

第 27 回全国障害者スポーツ大会 開催予定施設の変更（案）について

第 27 回全国障害者スポーツ大会の競技会開催予定施設を、次のとおり変更する。

競技・種目	障害 区分	会場地市	開催予定施設	
			変更前	変更後
ソフトボール	知	伊那市	伊那ニッパツスタジアム (伊那スタジアム) 伊那ニッパツ野球場 (伊那市営野球場)	伊那ニッパツスタジアム (伊那スタジアム) 伊那ニッパツ野球場 (伊那市営野球場)
ブラインドベースボール (グランドソフトボール)	身		美すずスポーツ公園運動場 富士塚スポーツ公園運動場	美すずスポーツ公園運動場
フットソフトボール	知		のいずれか	富士塚スポーツ公園運動場
サッカー	知	松本市	サンプロアルウィン (長野県松本平広域公園総合球技場) 長野県松本平広域公園芝生グラウンド 長野県松本平広域公園球技場 松本市サッカー場 のいずれか	サンプロアルウィン (長野県松本平広域公園総合球技場) 長野県松本平広域公園芝生グラウンド 松本市サッカー場

※障害区分 知：知的障がい 身：身体障がい

※グランドソフトボールは、令和 8 年 4 月 1 日から「ブラインドベースボール」へ名称を変更

【変更理由】

競技運営主管団体及び競技会場地市と協議し、競技ごとの開催予定施設を決定したため。

信州やまなみ国スポ・全障スポ募金・企業協賛推進要項（案）

【第 1 章 総則】

（趣旨）

第 1 条 この要項は、「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会募金・企業協賛推進基本方針」に基づき、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下、「県委員会」という。）が推進する募金及び企業協賛について、必要な事項を定めるものとする。

【第 2 章 募金】

（募金の種類）

第 2 条 募金の種類は、次のとおりとする。

- （1）個人募金
- （2）企業・団体募金
- （3）イベント募金
- （4）その他の募金

（実施期間）

第 3 条 募金の実施期間は、令和 10 年 3 月 31 日までとする。なお、募金の目的を達成するため必要な場合は、大会終了日の属する月の末日まで延長ができるものとする。

（募金の対象者）

第 4 条 募金の対象者は、県内外の個人及び企業・団体とする。

（募金の受入と使途）

第 5 条 募金は、長野県（県委員会）が寄附金として受け入れ、県委員会が実施する県民運動、ボランティア活動等の大会準備・運営経費に充てるものとする。

（謝意表明の実施）

第 6 条 県委員会は、一定額以上の寄附者に対して、別に定めるところにより謝意を表明するものとする。

【第 3 章 企業協賛】

（協賛の種類）

第 7 条 企業協賛の種類は、次のとおりとする。

- （1）JAPAN GAMES パートナー
県委員会に 1,000 万円以上の協賛金を提供する企業・団体（以下、「企業等」という。）
- （2）オフィシャルスポンサー
県委員会に 500 万円以上 1,000 万円未満の協賛金を提供する企業等
- （3）オフィシャルサポーター
県委員会に 100 万円以上 500 万円未満の協賛金を提供する企業等
- （4）リージョナルスポンサー
県委員会に 10 万円以上 100 万円未満の協賛金を提供する企業等
- （5）オフィシャルサプライヤー
県委員会が必要と認めた 100 万円以上相当の物品等を提供又は貸与する企業等

(6) リーショナルサプライヤー

県委員会が必要と認めた 10 万円以上 100 万円未満相当の物品等を提供又は貸与する企業等

(協賛の特典)

第 8 条 県委員会は、企業協賛の対価として、別表に定める特典を付与するものとする。

(協賛の募集期間)

第 9 条 企業協賛の募集期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、
リージョナルスポンサー

令和 8 年 4 月から令和 10 年 3 月 31 日まで

- (2) オフィシャルサプライヤー、リージョナルサプライヤー

令和 8 年 4 月から大会終了まで

(協賛の収納期間)

第 10 条 企業協賛の収納期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) JAPAN GAMES パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、
リージョナルスポンサー

契約の日から令和 10 年 6 月 30 日まで

- (2) オフィシャルサプライヤー、リージョナルサプライヤー

契約の日から大会終了まで

(協賛金等の受入れと使途)

第 11 条 協賛金は、県委員会が受け入れ、協賛企業の広告を掲載した広報活動や大会の準備・運営経費に充てるものとする。

- 2 物品等は、県委員会が受け入れ、大会の準備・運営等、県委員会が必要と認める使途に活用するものとする。

(協賛企業との契約)

第 12 条 県委員会は、協賛企業と、協賛金の支払い又は物品等の提供又は貸与の時期及び特典内容等を明示した契約を締結する。

【第 4 章 補則】

(補則)

第 13 条 県委員会は、会場地市町村及び競技団体と協力して、募金・企業協賛活動を推進する。

- 2 会場地市町村の準備（実行）委員会及び競技団体が独自の企業協賛制度を実施しようとするときは、県委員会が定める県の企業協賛制度と類似する名称の使用を避けるとともに、実施に当たっては事前に県委員会と協議するものとする。
- 3 この要項に定めるもののほか、募金・企業協賛の推進に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 月 日（※）から施行する。

※第 14 回常任委員会決定日と同日とする

別表（第8条関係）

種類	特典の内容
J A P A N G A M E S パ ー ト ナ ー	①「JAPAN GAMES パートナー」の呼称使用権 ②国民スポーツ大会標章の広告使用権及びマーチャンダイジング権 ③大会愛称・スローガンの広告使用権及びマーチャンダイジング権 ④開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場におけるPRブース及び販売・商談ブース出展権 ⑤開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内での自社製品・販促物のサンプリング ⑥開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り） ⑦開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内並びに競技会場内におけるPR看板掲出 ⑧開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場周辺の歓迎のぼりへの企業・団体名、ロゴの掲出 ⑨開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出 ⑩大会リーフレット等への企業・団体名、ロゴの掲載 ⑪大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出及びリンク設定 ⑫総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑬新聞等への広告 ⑭ゼッケンスポンサー・ナンバーカードスポンサー等としての協賛権利 ⑮その他、公益財団法人日本スポーツ協会が実施する協賛内容
オ フ ィ シ ャ ル ス ポ ン サ ー	①「オフィシャルスポンサー」の呼称使用権 ②大会愛称・スローガンの広告使用権及びマーチャンダイジング権 ③開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場におけるPRブース出展権 ④開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内での自社製品・販促物のサンプリング ⑤開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り） ⑥開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場内へのPR看板掲出 ⑦開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場周辺の歓迎のぼりへの企業・団体名、ロゴの掲出 ⑧開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出 ⑨大会リーフレット等への企業・団体名、ロゴの掲載 ⑩大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出及びリンク設定 ⑪総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載 ⑫新聞等への広告

オフィシャル サポーター	①「オフィシャルサポーター」の呼称使用权 ②大会愛称・スローガンの広告使用权及びマーチャンダイジング権 ③開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り） ④開・閉会式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出 ⑤大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出及びリンク設定 ⑥総合プログラム、ガイドブックへの広告掲載
リージョナル スポンサー	①「リージョナルスポンサー」の呼称使用权 ②大会愛称・スローガンの広告使用权 ③開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式における協賛企業・団体席の優先提供（提供数制限有り） ④開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ⑤大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出 ⑥総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載
オフィシャル サプライヤー	①「オフィシャルサプライヤー」の呼称使用权 ②大会愛称・スローガンの広告使用权 ③開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名、ロゴの掲出 ④大会ウェブサイトへの企業・団体名、ロゴの掲出 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名、ロゴの掲載 ⑥提供物品等への企業・団体名、ロゴの掲出
リージョナル サプライヤー	①「リージョナルサプライヤー」の呼称使用权 ②大会愛称・スローガンの広告使用权 ③開・閉会式会場及び冬季大会開始式・表彰式会場以外の屋外PR看板への企業・団体名の掲出 ④大会ウェブサイトへの企業・団体名の掲出 ⑤総合プログラム、ガイドブックへの企業・団体名の掲載 ⑥提供物品等への企業・団体名、ロゴの掲出

※リージョナルスポンサー、リージョナルサプライヤーは県内に本店、支店又は営業所を有する企業（団体の場合は県内に住所のある団体）のみ対象

※PR看板、大会ウェブサイト、総合プログラム等への広告等の掲載は、企業協賛の種類によって大きさ等が異なる。

(参考) 募金制度について

参考 1



制度の概要

信州やまなみ国スポ・全障スポ大会の成功に向け、県内外の企業・団体の皆さまや個人の方から広く寄附金を募り、両大会の開催を支えていただく制度

寄附金額に応じて、感謝状贈呈等により謝意表明を実施予定

企業・団体
及び個人

(一定額以上)
謝意
表明

寄附

長野県
(実行委員会)

活用例

いただいた寄附金は、ボランティア活動や県民運動などの大会準備・運営経費に活用します



運営ボランティア



情報支援ボランティア



県民運動
(例：学校訪問)



寄附の種類

種類	内容
個人募金	寄附申込書をご提出いただいた後、県から送付される納入通知書、または県が指定する口座へお振り込みいただく
企業・団体募金	信州やまなみ国スポ・全障スポ大会にご支援いただける企業や団体単位で募金を集め、ご寄附をいただく
イベント募金	主に長野県内で開催される各種イベント会場で、信州やまなみ国スポ・全障スポ大会への募金活動を実施し、ご寄付をいただく
ふるさと納税（個人）	ふるさと納税専用サイトなど、長野県へのふるさと納税を通じて、大会にご支援いただく
企業版ふるさと納税（企業）	長野県外に本社がある企業を対象に、長野県への企業版ふるさと納税を通じて、大会にご支援いただく

※内容については先催県を参考に検討中のため、今後変更となる可能性があります

税制優遇

個人の方：所得税法及び地方税法に基づき、2千円を超える寄附をした場合は、確定申告により所得税及び住民税の寄附控除の対象となります



企業・団体の方：法人税法に基づき、寄附金の全額を損金算入できます

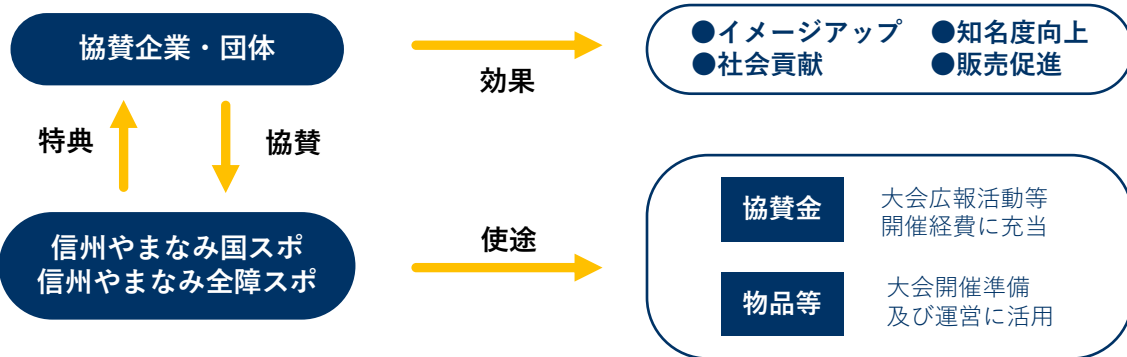
(参考) 企業協賛制度について

参考 2



制度の概要

信州やまなみ国スポ・全障スポ大会の成功に向け、企業・団体の皆さまから協賛金や協賛物品等のご支援をいただき、両大会の開催を支えていただく制度
企業・団体のイメージ向上等にご活用いただけます



特典例



式典会場外PR看板



式典会場PRブース



大会プログラム
広告掲載

税制優遇

協賛金及び協賛物品等の費用は、広告宣伝費として損金算入できます
物品等の費用には、搬入・据付や撤去に係る費用、消費税も含まれます

区分と特典

		協賛金				物品等	
		1,000万円以上	1,000万円未満 500万円以上	500万円未満 100万円以上	100万円未満 10万円以上	100万円 相当額以上	100万円 相当額未満 10万円 相当額以上
		JAPAN GAMES パートナー	オフィシャル スポンサー	オフィシャル サポーター	リージョナル スポンサー	オフィシャル サプライヤー	リージョナル サプライヤー
呼称使用権 (JAPANGAMES パートナー等)		●	●	●	●	●	●
国スポ標章の広告使用権 及び商品化権		●					
大会愛称等	商品化権	●	●	●			
	広告使用権	●	●	●	●	●	●
開始式・ 表彰式 及び 開・閉会式 (以下、 「式典」)	物販ブース 出展	●					
	PRブース 出展	●	●				
	自社製品 サンプリング	●	●				
提供物品への 企業名等掲載						●	●
企業等ロゴ の掲出	競技会場内 PR看板	●					
	式典会場内 PR看板	大	中				
	式典会場外 PR看板	大	中	小	企業名のみ	小	企業名のみ
	大会リーフレット等	●	●				
	大会 ウェブサイト	大	中	小	企業名のみ リンクなし	小	企業名のみ リンクなし
	大会プログラム及び ガイドブック	大	中	小	企業名のみ	小	企業名のみ

※上記は一例であり、この他にも特典を検討しています

※内容については先催県を参考に検討中のため今後変更となる可能性があります

第 82 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ 実施競技及び会場地市町村第 4 次選定（案）

No.	実施競技	主管団体	市町村	開催予定施設
1	たかもりの MIZBE で 体験！水上スポーツ！	長野県カヌー協会	高森町	高森町立高森中学校及び 高森町新設カヌー競技場

※選定経過

- 1 次選定 2 競技（R6. 2. 8）：少林寺拳法、マレットゴルフ
- 2 次選定 4 競技（R6. 7. 26）：森林セラピー、スポーツウエルネス吹矢、
チャレンジフェスティバル、スマートフェンシング
- 3 次選定 14 競技（R6. 2. 12）：飯綱町スポーツレクリエーション、囲碁ボール、駅伝、
カーリング、木ゾリ、スポーツフェスティバル、
テコンドー、日本拳法、ニュースポーツイベント、
バイアスロン、ヒップホップダンス、フロアホッケー、
ボッチャ、ボルダリング

計 21 競技（予定）

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 競技会場地市町村の選定について

1 第 82 回国民スポーツ大会 正式競技

(1) 本大会

No.	競技・種目		種別	市町村	開催予定施設
1	陸上競技		全種別	松本市	長野県松本平広域公園陸上競技場
2	水泳	競泳	全種別	長野市	アクアウイング (長野市営長野運動公園総合運動場総合市民プール)
		飛込	全種別		
		水球	少年男子 女子		
		アーティスティック スイミング	少年女子		
		オープンウォーター スイミング	男子 女子	信濃町	野尻湖特設会場
3	サッカー	成年女子	長野市	長野Ｕスタジアム (長野市営南長野運動公園総合運動場総合球技場)	
		成年女子 少年女子		長野市営南長野運動公園総合運動場フットボール場 (仮称)	
		少年男子	松本市	サンプロアルウィン (長野県松本平広域公園総合球技場) 長野県松本平広域公園芝生グラウンド 長野県松本平広域公園球技場 松本市サッカー場	
				少年女子	大町市
4	テニス	全種別	松本市	松本市浅間温泉庭球公園 長野県松本平広域公園庭球競技場	
5	ローイング	全種別	下諏訪町	下諏訪ローイングパーク	
6	ホッケー	全種別	駒ヶ根市	駒ヶ根市馬住ヶ原運動場	
			飯島町	柏木運動場	
7	ボクシング	成年男子 少年男子 女子	東御市	東御中央公園第一体育館	
8	バレー ボール	6人制	成年男子	大町市	大町市運動公園総合体育館
			成年女子	安曇野市	A N Cアリーナ (安曇野市総合体育館)
			少年男子 少年女子	松本市	エア・ウォーターアリーナ松本 (松本市総合体育館)
		ビーチバレー ボール	少年男子 少年女子	高森町	高森町ビーチバレーボール場 (仮称)
9	体操	競技	全種別	長野市	ホワイトリング (長野市営真島総合スポーツアリーナ)
		新体操	少年男子 少年女子	千曲市	ことぶきアリーナ千曲 (更埴体育館)
		トランポリン	男子 女子	須坂市	須坂市北部体育館
10	バスケットボール	全種別	長野市	ホワイトリング (長野市営真島総合スポーツアリーナ) 長野市営長野運動公園総合運動場総合体育館 長野市営南長野運動公園総合運動場体育館	
11	セーリング	全種別	諏訪市	諏訪市特設セーリング会場	

No.	競技・種目		種別	市町村	開催予定施設
12	レスリング		成年男子 少年男子 女子	小諸市	小諸市総合体育館
13	ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	安曇野市	安曇野市穂高総合体育館
14	ハンドボール		全種別	千曲市	ことぶきアリーナ千曲（更埴体育館） 戸倉体育館 千曲市立戸倉上山田中学校体育館
			成年女子	東御市	東御中央公園第一体育館
			少年男子	上田市	上田市自然運動公園総合体育館
15	自転車	トラック・レース	男子A 男子B 女子	松本市	スカイロードサイクリングスタジアム松本 （松本市美鈴湖自転車競技場）
		ロード・レース	男子A 男子B 女子	富士見町	富士見町特設自転車ロード・レースコース
16	ソフトテニス		全種別	上田市	上田市上田古戦場公園テニスコート
17	卓球		全種別	岡谷市	スワンドーム（岡谷市民総合体育館）
18	軟式野球		成年男子	松本市	セキスイハイム松本スタジアム（松本市野球場） 信州グリーンローズスタジアム四賀 （松本市四賀球場）
				上田市	長野県営上田野球場
				諏訪市	しんきん諏訪湖スタジアム （諏訪市諏訪湖スタジアム）
				茅野市	茅野市運動公園野球場
				佐久市	佐久総合運動公園野球場
19	相撲		成年男子 少年男子	木曽町	木曽町相撲場
20	フェンシング		全種別	箕輪町	箕輪町町民体育館 箕輪町社会体育館
21	柔道		成年男子 少年男子 女子	佐久市	長野県立武道館
22	ソフトボール		全種別	伊那市	伊那ニッパツスタジアム（伊那スタジアム） 伊那ニッパツ野球場（伊那市営野球場） 美すずスポーツ公園運動場 富士塚スポーツ公園運動場 高遠スポーツ公園総合運動場 長谷総合グラウンド
23	バドミントン		全種別	塩尻市	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）
24	弓道		全種別	飯田市	長野県飯田運動公園弓道場
25	ライフル射撃	CFP	成年男子	長野市	長野県警察学校射撃場
		50m	成年男子 成年女子	福井県 福井市	福井県立ライフル射撃場
		10m	全種別		セーレン・ドリームアリーナ（福井県営体育館）
		BR・BP	少年男子 少年女子		
26	剣道		全種別	中野市	中野市民体育館

No.	競技・種目		種別	市町村	開催予定施設
27	ラグビー フットボール	7人制	成年男子 女子	上田市	アンダーアーマー菅平サニアパーク (上田市菅平高原スポーツランド)
		15人制	少年男子		
28	スポーツクライミング		全種別	大町市	旧長野県大町北高等学校跡地特設スポーツクライミング会場
29	カヌー	スプリント	全種別	飯山市	北竜湖特設カヌースプリント会場
		スラローム	成年男子 成年女子	高森町	高森町新設カヌー競技場
		ワイルドウォーター			
30	アーチェリー		全種別	佐久市	佐久総合運動公園陸上競技場
31	空手道		全種別	佐久市	長野県立武道館
32	銃剣道		成年男子 少年男子	塩尻市	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）
33	クレー射撃	トラップ	成年	辰野町	長野県営総合射撃場
		スキート			
34	なぎなた		成年女子 少年女子	松本市	エア・ウォーターアリーナ松本 (松本市総合体育館)
35	ボウリング		全種別	長野市	ヤングファラオ
36	ゴルフ		成年男子 少年男子	軽井沢町	軽井沢72ゴルフ
			女子		
37	トライアスロン		成年男子 成年女子	岡谷市 諏訪市 下諏訪町	諏訪湖特設トライアスロン会場

(2) 冬季大会

No.	競技・種目		種別	市町村	開催予定施設
1	スキー	ジャイアントスラローム	全種別	飯山市	戸狩温泉スキー場
		スペシャルジャンプ	成年男子 少年男子		市営飯山シャンツェ
		コンバインド	成年男子 少年男子		市営飯山シャンツェ 長峰クロスカントリースキーコース
		クロスカントリー	全種別		長峰クロスカントリースキーコース
2	スケート	スピードスケート	全種別	長野市	エムウェーブ (長野市オリンピック記念アリーナ)
		フィギュアスケート	全種別		ビッグハット (長野市若里多目的スポーツアリーナ)
		ショートトラック	全種別	南牧村	帝産アイススケートトレーニングセンター
3	アイスホッケー		成年男子 少年男子	岡谷市	やまびこの森アイスアリーナ (岡谷市やまびこアリーナ)
				軽井沢町	軽井沢風越公園アイスアリーナ

2 第 82 回国民スポーツ大会 公開競技

No.	競技	種別	市町村	開催予定施設
1	綱引	全種別	岡谷市	スワンドーム（岡谷市民総合体育館）
2	ゲートボール	全種別	松本市	信州グリーンフィールドかりがね （松本市かりがねサッカー場）
3	武術太極拳	全種別	佐久市	長野県立武道館
4	パワーリフティング	全種別	白馬村	白馬村多目的研修集会施設
5	バウンドテニス	全種別	軽井沢町	軽井沢風越公園総合体育館
6	エアロビック	全種別	松本市	エア・ウォーターアリーナ松本（松本市総合体育館）
7	スポーツチャンバラ	全種別	山ノ内町	山ノ内町立山ノ内中学校体育館
8	ダンススポーツ	全種別	安曇野市	A N C アリーナ（安曇野市総合体育館）

3 第 82 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ

No.	競技	市町村	開催予定施設
1	マレットゴルフ	池田町	池田町アルプス広場マレットゴルフ場
2	少林寺拳法	佐久市	長野県立武道館
3	スポーツウエルネス吹矢	塩尻市	ユメックスアリーナ（塩尻市総合体育館）
4	チャレンジフェスティバル	阿智村	阿智村立阿智中学校体育館
5	スマートフェンシング	箕輪町	箕輪町町民体育館
6	森林セラピー	松川町	松川町 およりの森周辺
7	スポーツフェスティバル	宮田村	宮田村屋内運動場 他 村内 20 施設
8	テコンドー	安曇野市	A N C アリーナ（安曇野市総合体育館）
9	囲碁ボール	飯島町	飯島体育館
10	駅伝	伊那市	伊那市陸上競技場
11	木づり	長野市	長野市 づなっち広場
12	フロアホッケー	長野市	ホワイトリング（長野市宮真島総合スポーツアリーナ）
13	ボルダリング	小布施町	OBUSE OPEN OASIS （小布施総合公園スポーツコミュニティセンター）
14	カーリング	御代田町	カーリングホールみよた
15	日本拳法	筑北村	筑北村本城体育館
16	飯綱町スポーツレクリエーション	飯綱町	飯綱町ふれあいパーク
17	ボッチャ	富士見町	富士見町町民センター
18	バイアスロン	白馬村	スノーハープ（白馬クロスカントリー競技場）
19	ヒップホップダンス	白馬村	協和ウイング白馬（ウイング 21）
20	ニュースポーツイベント	山形村	山形村農業者トレーニングセンター 山形村ふれあいドーム 他
21	たかもりの MIZBE で体験！ 水上スポーツ！	高森町	高森町立高森中学校及び高森町新設カヌー競技場

4 第 82 回国民スポーツ大会 特別競技

競技・種目		市町村	開催予定施設
高等学校野球	硬式	長野市	長野オリンピックスタジアム （長野市宮南長野運動公園総合運動場野球場）
	軟式	飯田市	長野県飯田運動公園野球場

5 第27回全国障害者スポーツ大会 正式競技

No.	区分	競技	障害区分※			市町村	開催予定施設	
			身 体 障がい	知 的 障がい	精 神 障がい			
1	個人競技	陸上競技	○	○	－	松本市	長野県松本平広域公園陸上競技場	
2		水泳	○	○	－	長野市	アクアウイング（長野市営長野運動公園総合運動場総合市民プール）	
3		アーチェリー	○	－	－	佐久市	佐久総合運動公園陸上競技場	
4		卓球	○	○	○	岡谷市	スワンドーム（岡谷市民総合体育館）	
5		フライングディスク	○	○	－	茅野市	茅野市運動公園陸上競技場	
6		ボウリング	－	○	－	長野市	ヤングファラオ	
7		ボッチャ	○	－	－	千曲市	ことぶきアリーナ千曲（更埴体育館）	
8	団体競技	バスケットボール	－	○	－	長野市	ホワイトリング （長野市営真島総合スポーツアリーナ） 長野市営長野運動公園総合運動場総合体育館 長野市営南長野運動公園総合運動場体育館 のいずれか	
9		車いすバスケット ボール	○	－	－			
10		ソフトボール	－	○	－	伊那市	伊那ニッパツスタジアム（伊那スタジアム） 伊那ニッパツ野球場（伊那市営野球場）	
11		ブラインドベースボール （グラウンドソフトボール）	○	－	－		美すずスポーツ公園運動場	
12		フットソフトボール	－	○	－		富士塚スポーツ公園運動場	
13		バレーボール		○	－	－	安曇野市	A N Cアリーナ（安曇野市総合体育館）
				－	○	－	松本市	エア・ウォーターアリーナ松本 （松本市総合体育館）
				－	－	○	大町市	大町市運動公園総合体育館
14		サッカー	－	○	－	松本市	サンプロアルウィン （長野県松本平広域公園総合球技場） 長野県松本平広域公園芝生グラウンド 松本市サッカー	

凡例) ○：競技あり、—：対象競技なし

※ 身体障がいは身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者。知的障がいは厚生事務次官通知による療育手帳の交付を受けた者。精神障がいは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、あるいは、取得対象に準ずる障がいのある者。

6 第27回全国障害者スポーツ大会 オープン競技

No.	競技	障害区分※			市町村	開催予定施設
		身体 障がい	知的 障がい	精神 障がい		
1	フロアバレーボール	○	—	—	飯山市	飯山市勤労者体育館 飯山市立木島小学校体育館 飯山市立飯山小学校体育館
2	電動車椅子サッカー	○	—	—	松本市	エア・ウォーターアリーナ松本 （松本市総合体育館）

第 27 回全国障害者スポーツ大会 オープン競技
実施競技及び会場地市町村 第 1 次選定（案）

No.	競技	障がい種別	実施団体	会場地	開催予定施設
1	フロアバレーボール	身体 (視覚)	長野県フロアバレーボール協会	飯山市	飯山市勤労者体育館 飯山市立木島小学校体育館 飯山市立飯山小学校体育館
2	電動車椅子サッカー	身体	長野県電動車椅子サッカー協会	松本市	エア・ウォーターアリーナ松本 (松本市総合体育館)

そ の 他

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、令和10年（2028年）の第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を長野県において開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定
- （2）大会における実施競技及び会場地の選定
- （3）大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- （4）大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- （5）大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- （6）その他大会開催準備に必要な事業

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- （1）県及び市町村の代表者及び職員
- （2）県及び市町村の議会の議員
- （3）大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- （4）その他大会開催準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 10人以内
- （3）常任委員 60人以内
- （4）監事 3人以内

（役員の選任）

第6条 会長は、長野県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が選任する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員及び監事に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された」とあるのは「選任された」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項から第3項までの規定は、顧問及び参与について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 募金・企業協賛推進委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 県外競技会運営委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会開催の基本方針に関すること。

- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算及び収支決算に関すること。
 - (5) 常任委員会及び募金・企業協賛推進委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が総会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により総会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった委員を総会に出席したものとみなす。
- 8 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を行う。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、及び決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。
 - (3) 県外競技会運営委員会の設置及び県外競技会運営委員会への委任事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、常任委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 9 前条第5項から第7項までの規定は、常任委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副委員長及び常任委員」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（募金・企業協賛推進委員会）

第13条 募金・企業協賛推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、会長が委嘱する推進委員をもって構成する。

- 2 推進委員会は、総会から委任された事項を決定し、その結果を必要に応じて総会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、推進委員会に関し、必要な事項は、総会に諮り、別に定める。

- 4 第8条第1項及び第2項の規定は、推進委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「推進委員」と読み替えるものとする。
(専門委員会)

第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査審議し、及び委任された事項を決定し、それらの結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条第1項及び第2項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

(県外競技会運営委員会)

第15条 県外競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項を決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条第1項及び第2項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「運営委員」と読み替えるものとする。

第4章 専決処分

(専決処分)

- 第16条** 会長は、特に緊急を要するため総会を招集し、若しくは書面により総会を開催する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が総会の権限に属する事項で特に軽易なものと認めるときは、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。
- 3 前2項の規定は、常任委員会委員長の専決処分について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「総会」とあるのは「常任委員会」と読み替えるものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第18条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(収支予算及び収支決算)

第19条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

- 2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 20 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 補則

(委任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 22 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、令和 7 年 月 日 から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の役員、委員、顧問若しくは参与又は各専門委員会の専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問若しくは参与又は各専門委員会の専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現にある第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の方針、計画等については、実行委員会において決定されたものとみなし、これらの文章中「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」とあるのは「信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会」と読み替えるものとする。
- 4 この会則の施行の日に限り、第 10 条第 4 号に掲げる専門委員会及び第 5 号に掲げる県外競技会運営委員会に関し必要な事項については、第 14 条第 3 項及び第 15 条第 3 項の規定に関わらず、会長が総会に諮り、別に定めるものとする。

新旧対照表(案)

改 正 後	改 正 前
<u>信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則</u>	<u>第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則</u>
第 1 章 総則 (名称) 第 1 条 本会は、<u>信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会</u>（以下「<u>実行委員会</u>」という。）と称する。 (目的) 第 2 条 <u>実行委員会</u>は、令和10年（2028年）の第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を長野県において開催するため必要な<u>事業</u>を行うことを目的とする。 (事業) 第 3 条 <u>実行委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定 (2) 大会における実施競技及び会場の選定 (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定 (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定 (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整 (6) その他大会開催準備に必要な事業 第 2 章 組織 (組織) 第 4 条 <u>実行委員会</u>は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。 (1) 県及び市町村の代表者及び職員 (2) 県及び市町村の議会の議員 (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員 (4) その他大会開催準備に関係のある者 2 (略)	第 1 章 総則 (名称) 第 1 条 本会は、<u>第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会</u>（以下「<u>準備委員会</u>」という。）と称する。 (目的) 第 2 条 <u>準備委員会</u>は、令和10年（2028年）の第82回国民スポーツ大会及び第27回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を長野県において開催するため必要な<u>準備</u>を行うことを目的とする。 (事業) 第 3 条 <u>準備委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定 (2) 大会における実施競技及び会場の選定 (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定 (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定 (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整 (6) その他大会開催準備に必要な事業 第 2 章 組織 (組織) 第 4 条 <u>準備委員会</u>は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。 (1) 県及び市町村の代表者及び職員 (2) 県及び市町村の議会の議員 (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員 (4) その他大会開催準備に関係のある者 2 (略)

改 正 後	改 正 前
(役員) 第5条 <u>実行委員会</u>に次の役員を置く。 (1) 会長 1 <u>人</u> (2) 副会長 10 <u>人</u>以内 (3) 常任委員 60 <u>人</u>以内 (4) 監事 3 <u>人</u>以内 (略) (役員の職務) 第7条 会長は、<u>実行委員会</u>を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき<u>又は</u>会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した<u>副会長</u>がその職務を行う。 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項について審議する。 4 監事は、<u>実行委員会</u>の財務を監査する。 (任期等) 第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。 2～3 (略) 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された」とあるのは「選任された」と読み替えるものとする。 (顧問及び参与) 第9条 <u>実行委員会</u>に顧問及び参与を置くことができる。 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。 4 参与は、<u>実行委員会</u>の業務のうち重要な事項に参与する。 5 顧問及び参与は、無報酬とする。 6 前条第1項から第3項までの規定は、顧問及び参与について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする	(役員) 第5条 <u>準備委員会</u>に次の役員を置く。 (1) 会 長 1 <u>名</u> (2) 副会長 10 <u>名</u>以内 (3) 常任委員 60 <u>名</u>以内 (4) 監 事 3 <u>名</u>以内 (略) (役員の職務) 第7条 会長は、<u>準備委員会</u>を代表し、会務を総理する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、<u>または</u>会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した<u>者</u>がその職務を行う。 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第8項に掲げる事項について審議する。 4 監事は、<u>準備委員会</u>の財務を監査する。 (任期等) 第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。 2～3 (略) 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の<u>任期</u>について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された<u>且</u>」とあるのは「選任された<u>且</u>」と読み替えるものとする。 (顧問及び参与) 第9条 <u>準備委員会</u>に顧問及び参与を置くことができる。 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。 4 参与は、<u>準備委員会</u>の業務のうち重要な事項に参与する。 5 顧問及び参与は、無報酬とする。 6 前条第1項から第3項までの規定は、顧問及び参与の<u>任期</u>について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする

第3章 会議等 (会議の種類) 第10条 <u>実行委員会</u>に次の会議を置く。 (1) 総会 (2) 常任委員会 (3) <u>募金・企業協賛推進委員会</u> (4) 専門委員会 (5) <u>県外競技会運営委員会</u> (総会) 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに<u>当たる</u>。 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。 (1) 大会開催の基本方針に関すること。 (2) 会則の制定及び改廃に関すること。 (3) 事業計画及び事業報告に関すること。 (4) 収支予算及び収支決算に関すること。 (5) 常任委員会及び<u>募金・企業協賛推進委員会</u>に委任する事項に関すること。 (6) その他<u>実行委員会</u>の運営に係る重要な事項に関すること。 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、<u>又は書面</u>で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、<u>又は書面</u>で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 7 <u>会長は、緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が総会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により総会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった委員を総会に出席したものとみなす。</u> 8 <u>会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。</u>	第3章 会議等 (会議の種類) 第10条 <u>準備委員会</u>に次の会議を置く。 (1) 総会 (2) 常任委員会 (3) <u>専門委員会</u> (総会) 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに<u>あたる</u>。 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。 (1) 大会開催の基本方針に関すること。 (2) 会則の制定及び改廃に関すること。 (3) 事業計画及び事業報告に関すること。 (4) 収支予算及び収支決算に関すること。 (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。 (6) その他<u>準備委員会</u>の運営に係る重要な事項に関すること。 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、<u>または書面</u>で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、<u>または書面</u>で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 7 <u>会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。</u>
---	--

改正後	改正前
(常任委員会) 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。 2～4 (略) 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに<u>当たる</u>。 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき<u>又は</u>委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した<u>副委員長</u>がその職務を行う。 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、<u>及び</u>決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。 (1) 総会から委任された事項に関すること。 (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。 (3) <u>県外競技会運営委員会の設置及び県外競技会運営委員会への委任事項に関すること。</u> (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。 8 委員長は、必要があると<u>認める</u>ときは、常任委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 9 前条第5項から第7項までの規定は、常任委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副委員長及び常任委員」と、<u>「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。</u>	(常任委員会) 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。 2～4 (略) 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに<u>あたる</u>。 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、<u>または</u>委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した<u>者</u>がその職務を行う。 7 委員長は、必要があるときは、常任委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 8 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。 (1) 総会から委任された事項に関すること。 (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。 (3) <u>総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。</u> (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。 9 前条第5項<u>及び</u>第6項の規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副委員長及び常任委員」と読み替えるものとする。
(募金・企業協賛推進委員会) 第13条 <u>募金・企業協賛推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、会長が委嘱する推進委員をもって構成する。</u> 2 <u>推進委員会は、総会から委任された事項を決定し、その結果を必要に応じて総会に報告する。</u> 3 <u>前2項に定めるもののほか、推進委員会に関し、必要な事項は、総会に諮り、別に定める。</u> 4 <u>第8条第1項及び第2項の規定は、推進委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「推進委員」と読み替えるものとする。</u>	(新設)

(専門委員会) 第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査審議し、<u>及び委任された事項を決定し、それらの結果を常任委員会に報告しなければならない。</u> 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。 4 第8条第1項及び第2項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。 <u>(県外競技会運営委員会)</u> 第15条 <u>県外競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。</u> <u>2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項を決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。</u> <u>4 第8条第1項及び第2項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「運営委員」と読み替えるものとする。</u> 第4章 専決処分 (専決処分) 第16条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集し、若しくは書面により総会を開催する時間的余裕がないと認めるとき<u>又は議題が総会の権限に属する事項で特に軽易なものと認めるときは、これを専決処分することができる。</u> 2～3 (略) 第5章 事務局 (事務局) 第17条 <u>実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。</u> 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。	(専門委員会) 第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、<u>または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。</u> 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。 4 第8条第1項及び第2項の規定は、専門委員の<u>任期</u>について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。 (新設) 第4章 専決処分 (<u>会長の専決処分</u>) 第14条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、<u>または総会の権限に属する事項で軽易なものについて、これを専決処分することができる。</u> 2～3 (略) 第5章 事務局 (事務局) 第15条 <u>準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。</u> 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
--	---

第6章 財務及び会計 (経費) 第18条 <u>実行委員会</u>の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。 (収支予算及び収支決算) 第19条 <u>実行委員会</u>の収支予算は、総会の議決を経なければならない。 2 <u>実行委員会</u>の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。 (会計年度) 第20条 <u>実行委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 2 <u>実行委員会</u>の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。 第7章 補則 (委任) 第21条 この会則に定めるもののほか、<u>実行委員会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (解散) 第22条 <u>実行委員会</u>は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。 2 <u>実行委員会</u>が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。 (削除)	第6章 財務及び会計 (経費) 第16条 <u>準備委員会</u>の経費は、負担金<u>及び</u>その他の収入をもって充てる。 (収支予算及び収支決算) 第17条 <u>準備委員会</u>の収支予算は、総会の議決を経なければならない。 2 <u>準備委員会</u>の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。 (会計年度) 第18条 <u>準備委員会</u>の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 2 <u>準備委員会</u>の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。 第7章 補則 (委任) 第19条 この会則に定めるもののほか、<u>準備委員会</u>の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (解散) 第20条 <u>準備委員会</u>は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。 2 <u>準備委員会</u>が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。 附則 1 この会則は、平成29年12月20日から施行する。 2 <u>準備委員会</u>の設立当初の会計年度は、<u>第18条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成30年3月31日までとする。</u> 附則 <u>この会則は、令和2年12月18日から施行する。</u> <u>この会則は、令和4年5月31日から施行する。</u>
--	---

附 則 1 この会則は、令和7年 月 日 から施行する。 2 この会則の施行の際、現に第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の役員、委員、顧問若しくは参与又は各専門委員会の専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問若しくは参与又は各専門委員会の専門委員に委嘱されたものとみなす。 3 この会則の施行の際、現にある第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の方針、計画等については、実行委員会において決定されたものとみなし、これらの文章中「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」とあるのは「信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会」と読み替えるものとする。 4 この会則の施行の日に限り、第 10 条第 4 号に掲げる専門委員会及び第 5 号に掲げる県外競技会運営委員会に関し必要な事項については、第 14 条第 3 項及び第 15 条第 3 項の規定に関わらず、会長が総会に諮り、別に定めるものとする。	(新設)
---	-------------

第 14 回常任委員会 その他（２）

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則第14条第 3 項の規定により、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の名称等）

第 2 条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1 人

（2）副委員長 1 人

2 委員長及び副委員長は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、委員会に出席できない副委員長及び委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該副委員長及び委員は、出席したものとみなす。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が委員会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により委員会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった副委員長及び委員を委員会に出席したものとみなす。

5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年 月 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の各委員会の委員長若しくは副委員長又は部会の委員である者は、それぞれ各委員会の委員長若しくは副委員長又は部会の委員に委嘱されたものとみなす。

(別表) (第2条関係)

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 競技会場地市町村及び競技施 設の選定に関すること（デモン ストレーションスポーツ及びオー プン競技に係るものを除く。） 3 総合開・閉会式会場の選定に 関すること。 4 県及び競技会場地市町村の業務 分担・経費負担方針に関する こと。 5 競技施設の整備計画に関する こと。 6 他の専門委員会に属さない重 要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関する こと。 2 文化プログラムに関する こと。 3 他の専門委員会に属さない事 項に関すること。
競技運営 専門委員会	1 競技運営等基本的事項に関す ること（全国障害者スポーツ大会 に係るものを除く。以下この項 において同じ。） 2 競技運営に係る計画の立案に 関すること。 3 競技用具の整備計画に関する こと。 4 デモンストレーションスポーツ の実施競技、競技会場地市町村 及び競技施設の選定に関する こと。 5 その他競技運営に係る重要な 事項に関すること。	1 競技運営に係る計画の推進に 関すること（全国障害者スポーツ大 会に係るものを除く。以下この項 において同じ。） 2 大会実施競技に関する こと。 3 競技役員等の養成及び編成に 関すること。 4 競技用具整備の推進に関する こと。 5 競技記録に関する こと。 6 リハーサル大会に関する こと。 7 その他競技運営に関する こと。

広報・県民運動専門委員会	1 広報の基本的事項に関する事。 2 県民運動の基本的事項に関する事。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関する事。	1 広報及び啓発の実施に関する事。 2 県民運動の推進に関する事。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事。 4 報道機関との調整に関する事。 5 記録映像及び記録写真に関する事。 6 その他広報及び県民運動に関する事。
宿泊・衛生専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関する事。 2 医事・衛生の基本的事項に関する事。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関する事。	1 宿泊業務に関する事。 2 標準献立及び食品調達に関する事。 3 医療救護及び防疫に関する事。 4 食品衛生及び環境衛生に関する事。 5 その他宿泊及び医事・衛生に関する事。
輸送・交通専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関する事。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関する事。	1 全国輸送に関する事。 2 開・閉会式等の輸送に関する事。 3 競技会場の輸送に関する事。 4 その他輸送及び交通に関する事。
式典・会場専門委員会	1 式典及び開・閉会式等の会場の基本的事項に関する事。 2 その他式典に係る重要な事項に関する事。	1 開・閉会式等の企画及び運営に関する事。 2 式典音楽に関する事。 3 式典演技に関する事。 4 大会旗・炬火リレーに関する事。 5 開・閉会式等の会場の管理に関する事。 6 その他式典に関する事。
警備・消防専門委員会	1 警備及び消防防災の基本的事項に関する事。 2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関する事。	1 警備及び消防防災に係る計画の推進に関する事。 2 その他警備及び消防防災に係る事項の推進に関する事。
全国障害者スポーツ大会専門委員会	1 全国障害者スポーツ大会の基本的事項に関する事。 2 オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関する事。 3 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関する事。	1 全国障害者スポーツ大会の競技に関する事。 2 その他全国障害者スポーツ大会に関する事（他の専門委員会の委任事項に属するものを除く。）

新旧対照表（案）

改正後	改正前
信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会専門委員会規程 （趣旨） 第1条 この規程は、<u>信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則第14条第3項の規定により基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 第2条（略） （役員） 第3条 委員会に次の役員を置く。 （1）委員長 1人 （2）副委員長 1人 2 委員長及び副委員長は、<u>信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。</u> 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 （会議） 第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。 2 <u>委員会は、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、委員会に出席できない副委員長及び委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該副委員長及び委員は、出席したものとみなす。</u> 3 <u>委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> 4 <u>委員長は、緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が委員会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により委員会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった副委員長及び委員を委員会に出席したものとみなす。</u> 5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 第5条～第6条（略） （削除） 附 則 1 <u>この規程は、令和7年 月 日から施行する。</u> 2 <u>この規程の施行の際、現に第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の各委員会の委員長若しくは副委員長又は部会の委員である者は、それぞれ各委員会の委員長若しくは副委員長又は部会の委員に委嘱されたものとみなす。</u>	第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会専門委員会規程 （趣旨） 第1条 この規程は、<u>第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第13条第3項の規定により基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 第2条（略） （役員） 第3条 委員会に次の役員を置く。 （1）委員長 1名 （2）副委員長 1名 2 委員長及び副委員長は、<u>第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。</u> 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 （会議） 第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 第5条～第6条（略） 附 則 この規程は、平成29年12月20日から施行する。 この規程は、平成30年11月9日から施行する。 この規程は、令和2年12月18日から施行する。 この規程は、令和4年5月31日から施行する。 この規程は、令和5年2月8日から施行する。 この規程は、令和5年5月31日から施行する。 この規程は、令和6年7月26日から施行する。 この規程は、令和7年2月12日から施行する。 （新設）

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
委員会名	付託事項	委任事項	委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1（略） 2 競技会場地市町村 及び競技施設の選定 に関すること（デモ ンストレーションス ポーツ及びオープン 競技に係るものを除 く。） 3～6（略）	（略）	総務企画 専門委員会	1（略） 2 競技会場地市町村 及び競技施設の選定 に関すること（デモ ンストレーションス ポーツ及びオープン 競技を除く。） 3～6（略）	（略）
競技運営 専門委員会	1 競技運営等基本的 事項に関すること （ <u>全国障害者スポー ツ大会に係るものを 除く。以下この項に おいて同じ。</u> ） 2～5（略）	1 競技運営に係る計 画の推進に関するこ と（ <u>全国障害者ス ポーツ大会に係るも のを除く。以下この 項において同じ。</u> ） 2～7（略）	競技運営 専門委員会 （ <u>全国障害 者スポーツ 大会を除 く</u> ）	1 競技運営等基本的 事項に関すること 2～5（略）	1 競技運営に係る計 画の推進に関するこ と 2～7（略）
広報・県民 運動専門委 員会	（略）	（略）	広報・県民 運動専門委 員会	（略）	（略）
宿泊・衛生 専門委員会	（略）	（略）	宿泊・衛生 専門委員会	（略）	（略）
輸送・交通 専門委員会	（略）	（略）	輸送・交通 専門委員会	（略）	（略）
式典・会場 専門委員会	（略）	（略）	式典・会場 専門委員会	（略）	（略）
警備・消防 専門委員会	（略）	（略）	警備・消防 専門委員会	（略）	（略）
全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会	（略）	1（略） 2 その他全国障害者 スポーツ大会に関す ること（他の専門委 員会の委任事項に属 するものを除く。）	全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会	（略）	1（略） 2 その他全国障害者 スポーツ大会に関す ること（他の専門委 員会の委任事項は除 く。）

第14回常任委員会 その他（3）

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会県外競技会運営委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則第15条第3項の規定により、県外競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（運営委員会の名称等）

第2条 運営委員会の名称及び常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 運営委員会に次の役員を置く。

- （1） 委員長 1人
- （2） 副委員長 若干人
- 2 委員長及び副委員長は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 運営委員会は、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、運営委員会に出席できない副委員長及び委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該副委員長及び委員は、出席したものとみなす。
- 3 運営委員会の議事は、出席した副委員長及び委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、緊急を要するため運営委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が運営委員会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により運営委員会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった副委員長及び委員を運営委員会に出席したものとみなす。
- 5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。

(別表) (第2条関係)

名称	委任事項
ライフル射撃 (50m、10m、BR・BP) 競技会運営委員会	1 競技会の総合的な計画の推進に関すること。 2 競技運営に係る計画の推進に関すること。 3 広報等に関すること。 4 医療救護、食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 交通に関すること。 6 警備及び消防の計画の推進に関すること。 7 その他県外競技会を開催するために必要な事項に関すること。